

公 告

令和7年5月1日

令和7年度及び令和8年度において、広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する資格があると認定した者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）若しくは更生計画認可決定を受けた者（以下「更生計画認可決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）若しくは再生計画認可決定を受けた者（以下「再生計画認可決定者」という。）については、競争入札参加資格に関する再度の資格審査（以下「再審査」という。）を行い、再認定を行うので、次のとおり申請手続等を定めます。

広島市長 松井 一 實
広島市水道事業管理者 榎 原 茂

1 競争入札参加資格の再審査及び再認定

更生手続開始決定者、更生計画認可決定者、再生手続開始決定者及び再生計画認可決定者は、既に認定した競争入札参加資格について、その申請又は認定の後における経営状況の変化を適切に反映したものとする必要があるため、再度の競争入札参加資格審査申請があった場合に限り、再審査を行い、競争入札参加資格の再認定を行う。

2 再度の競争入札参加資格審査申請を行う者に必要な資格の要件

令和7年度及び令和8年度において、広島市及び広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等の競争入札に参加する資格があると認定した者であって、次に掲げる者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。
 - ア 測量業務について申請しようとする者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般について申請しようとする者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (4) 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成18年6月1日施行。以下「取扱要綱」

という。)第11条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)又は同条第2項若しくは第3項若しくは第11条の2第1項(いずれも取扱要綱第11条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定に相当する規定に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

- (5) 取扱要綱第11条の3第1項又は第2項(いずれも取扱要綱第11条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定に相当する規定に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (6) 再審査の申請時に広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領(平成16年12月1日施行)第4条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

3 再審査の申請手続

(1) 申請方法

再審査の申請者は、別記に掲げる書類1部(広島市長又は広島市水道事業管理者が定めた様式に限る。)を所定の期間内に持参し提出すること。

(2) 提出の期間及び時間

申請者が更生手続開始決定若しくは更生計画認可決定を受けた日又は再生手続開始決定若しくは再生計画認可決定を受けた日から令和9年3月31日まで(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)の午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部工事契約課(本庁舎15階)

(4) ヒアリング

更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者にあつては、申請書受理後、日時を指定し、別途、経営状況等に関するヒアリングを行う。

4 再審査及び結果の通知

競争入札に参加する資格があるかどうかは、申請書類に基づき審査し、その結果を再度の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格申請に係る認定通知書により通知する。

5 資格の有効期間

- (1) 再認定後の競争入札参加資格の有効期間は、広島市長及び広島市水道事業管理者が定める日(以下「有効期間開始日」という。)から令和8年度の末日までとする。ただし、令和5年度においても、令和9年度及び令和10年度の建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までの間は、なお効力を有する。
- (2) 令和8年度の資格の有効期間内に入札公告等を行う競争入札のうち、落札者等を決定するまでの間に令和9年度及び令和10年度の有効期間開始日が到来したものについては、(1)にかかわらず、当該競争入札に参加する者に限り、落札者等を決定する時までは、令和8年度の資格がなお有効に存続するものとみなす。

6 申請の業種区分について

次に掲げる業種の区分に従い申請すること。

- (1) 地質調査業務
- (2) 測量業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務
- (5) 補償関係建設コンサルタント業務

7 資格再認定後の辞退について

資格の再認定後において、特段の理由なく資格を辞退した場合は、当該資格の認定通知書に記載された有効期間内においては、申請を受け付けない。

再度の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書類一覧

- 1 再度の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書
- 2 広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書
- 3 使用印鑑届
- 4 委任状（入札契約権限をその使用人に対し、継続して委任しようとする場合）
- 5 法人にあっては法人登記の履歴事項全部証明書（写し可。発行年月日が申請書提出日の3か月前の日以降のもの）、個人にあっては身分証明書（写し可。証明年月日が申請書提出日の3か月前の日以降のもの）及び誓約書（個人申請用）
- 6 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。「その3」、「その3の2」又は「その3の3」のいずれかの、未納の税額がない旨の証明書。証明年月日が申請書提出日の3か月前の日以降のもの）（e - T a xを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷したものでも可）
- 7 広島市税の納税証明書（広島市への納税義務がある場合）（写し可。納付すべき市税の滞納がない旨の証明書。証明年月日が申請書提出日の3か月前の日以降のもの）、広島市の区域内に事業所等を有さず、広島市への納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書
- 8 技術者経歴書
- 9 営業に関し法律上必要とされる登録の証明書等の写し
- 10 法人にあっては申請書提出日の直前の事業年度終了の日の直前1年の事業年度に係る財務諸表の写し、個人にあっては前年の青色申告書の貸借対照表及び損益計算書の写し
ただし、他の提出書類に添付して当該書類を提出する場合は、重複して提出する必要はない。
- 11 営業所等調査兼実態調査同意書（広島市の区域内に所在する営業所等の長が入札契約権限を有する場合に限る。）
- 12 定形郵便物（50g以内）における郵便料金相当額の普通切手（再度の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格認定通知書送付用）
- 13 資本系列等調書
- 14 誓約書
- 15 更生手続開始決定者にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 会社更生手続開始申立事件に係る裁判所の更生手続開始決定の写し
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書（更生手続開始決定以降の直近のもの）
 - (3) 更生計画を認可する裁判所の決定の写し（更生計画案が認可されている者のみ）
- 16 再生手続開始決定者にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 民事再生手続開始申立事件に係る裁判所の再生手続開始決定の写し
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書（再生手続開始決定以降の直近のもの）
 - (3) 再生計画を認可する裁判所の決定の写し（再生計画案が認可されている者のみ）
- 17 更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者にあっては、次に掲げる事項についてヒアリングを行うので、ヒアリングに際し、参考となる資料を提出すること。
 - (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
 - (2) 技術者の確保等業務の実施体制
 - (3) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
 - (4) 更生計画案作成の方針若しくは更生計画案又は再生計画案及び再生計画の遂行状況
 - (5) 更生手続開始決定後、現在までの国（各省庁）、独立行政法人、地方公共団体等の一般競争入札及び指名競争入札の参加状況（指名停止等の解除及び再認定等の状況）
 - (6) その他必要と認める事項
- 18 更生計画認可決定者にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 会社更生手続開始申立事件に係る裁判所の更生計画認可決定の写し
 - (2) 更生計画
- 19 再生計画認可決定者にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 民事再生手続開始申立事件に係る裁判所の再生計画認可決定の写し
 - (2) 再生計画